

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月11日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第5号

(別紙のとおり)

北上消防組合消防職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

北上消防組合消防職員貸与品貸与規則（平成24年北上市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表第6（第22条関係）				
消防職員貸与品					消防職員貸与品				
品目		採用時貸与数	使用期間（年）	その他貸与時期	品目		採用時貸与数	使用期間（年）	その他貸与時期
[略]					[略]				
靴	短靴	1	3		靴	短靴	1	3	
	救急靴		3	救急隊となる際に貸与		救急靴		3	救急隊となる際に貸与
	防火衣用長靴	1	3			防火衣用長靴	1	3	
	編上靴	1	3			編上靴	1	3	
	赤線入ゴム長靴	1	3			赤線入ゴム長靴	1	3	
	ブーツ（女）	1	3			ブーツ（女）	1	3	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、平成26年4月11日から施行する。